

# 子育て短期支援事業(ショートステイ)



保護者の方の病気や経済的な理由によってお子さんを養育することが厳しくなったときに お子さんを児童福祉施設で一時的にお預かりします。



#### 【対象となるご家庭】次の2つを満たす方

- ① 18歳未満の児童およびその児童の保護者で町内に住所を有する方
- ② お子さんをご家庭で養育するのが困難な状況にある方(以下のいずれかに該当)
  - ・お子さんを養育する保護者の方に疾病がある場合
  - ・育児疲れ、お子さんの看病疲れ、育児不安などの保護者の心身が疲れている場合
  - ・出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の理由がある場合
  - ・冠婚葬祭、転勤、出張、公的行事への参加などの理由がある場合





【利用期間】 1世帯1回につき7日以内(1か月あたり) ※1年度で21日まで利用可能です。

【実施場所】 東紀州こどもの園

お問い合わせ

健康福祉課(子ども家庭室)

**3** 05979-3-0508



#### 【利用の流れ】



申請

健康福祉課 子ども家庭室にご相談ください。 ショートステイの利用には、事前に申請が必要です。 利用をご希望される7日前までに相談・申請ください。







審査を行い、利用の可否を決定します。





利用

利用決定通知書、受付表(コピー)をお持ちの上ご利用ください。





## 【利用料金】(1日あたり)

利用世帯区分		児童年齢区分	利用料
生活保護世帯		2 歳未満	
		2 歳以上	0円
		緊急一時保護	
	ひとり親世帯	2 歳未満	0円
		2 歳以上	
非課税		緊急一時保護	
世帯	その他の世帯	2 歳未満	1,100円
		2 歳以上	1,000円
		緊急一時保護	300円
その他の世帯	ひとり親世帯	2 歳未満	1,100円
		2 歳以上	1,000円
		緊急一時保護	300円
	その他の世帯	2 歳未満	5,350円
		2 歳以上	2,750円
		緊急一時保護	750円

### 【注意事項】

- ★利用するにあたって事前申請が必要ですが、部屋の空き状況によってはご希望に添 えない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ★ご利用されるお子さんが感染症を有している場合、お子さんが他の利用児童等に対して著しい迷惑を及ぼす場合はご利用をお断りさせていただくこともございます。